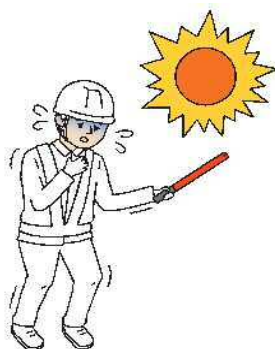


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…



判断する

医療機関への搬送、救急隊要請
素人判断で処理しない！



対処する

(例)救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却
熱中症のおそれがある者の症状によって応じた対処をする



現場の実態
に即した
具体的な対応

奥村組の現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止すると共に、以下の事業者[※]に義務付けられた「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を遵守します！

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※奥村組の基本フロー図を掲載していますが、現場の作業環境が著しく異なる場合は実情にあった内容に変更しましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外(一人親方等)の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは！

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置のフロー図

熱中症の症状が出たら迷わず病院へ

※奥村組の手順となります。しかし、現場の作業環境に応じた内容に変更も可能ですが、体調急変等により、重篤化や死亡されるケースもあるので必ず病院に行き、医師の診断・治療を受けてください。

熱中症が疑われる症状例

【自覚症状】

めまい、筋肉痛 筋肉の硬直(こむら返り)、痙攣、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温、大量の発汗等

【他覚症状】

- ①返事がおかしい
- ②呼びかけに応じない
- ③フラフラしている
- ④ボーッとしている
- ⑤大量の発汗
- ⑥生あくび
- ⑦失神、痙攣等

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておきましょう。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、**# 7119**等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

※地域によって#7119が繋がらないので要注意



“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え！

あれっ、
何かおかしい



手足がつる

立ちくらみ めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン



イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

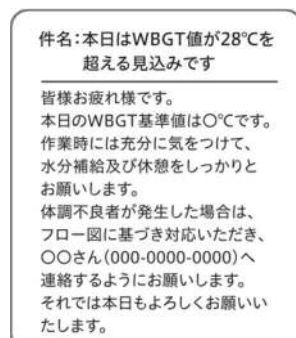
手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【メールやイントラネットでの通知】